

研修報告書

令和 6年 7月 2日（火）3日（水）に（東京都板橋区と神奈川県川崎市）研修に参加しましたので、その内容について別紙（下記）のとおり報告いたします。

令和 6年 7月 17日

職 名 粕屋町議会文教厚生常任委員会

氏 名 田川 正治

報告事項 （研修・新たな公立保育所のあり方について）

2日（火）東京都板橋区

（1）研修内容の報告

東京都板橋区の視察において学びたかったことは、平成13年に「子ども家庭支援センター」を設置してから、平成29年に「板橋区公立保育所のあり方について」を策定し、その後令和元年に「公立保育所の再整備方針」を策定していますので、「板橋区公立保育所のあり方について」を策定してから、板橋区の取り組みが「家庭における子育てや子どもの健全な育成の支援」の取り組みの内容や教訓などでした。

しかし板橋区では、国が平成28年に児童福祉法を改正し、子どもの権利の主体や、子どもの最善の利益の保証などを理念として明確にしたことや、特別区において児童相談所を設置できることになったことで、板橋区は平成29年に基本構想を策定して、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ、「板橋区子ども家庭総合支援センター」を令和4年に開設しました。

「板橋区子ども家庭総合支援センター」は、妊娠・出産期からの成育歴に応じた成長段階に応じた関係機関などとの連携強化など、基礎自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限生かした切れ目のない支援を行っています。

また、子どもに関する相談を幅広く受け入れる「支援課」、児童虐待通告などに係る対応を行う「援助課」、24時間365日保護児童の生活を支援する「保護課」、法的な見地から職員を助言する法的対応を担う「法務担当課長」を配置して業務にあたっています。

職員の配置職種は、①支援課（子ども家庭支援センター機能）、援助課（児童相談所機能）に、児童福祉士、心理士、保健師、虐待対応職員など、②保護課（一時保護所）は、保育士・児童指導員、看護師、心理療法、学習指導員など、③法務担当課長に弁護士。

令和6年2月16日にまとめた、「板橋区保育施設の在り方検討に向けた方向性について」では、平成29年に「板橋区公立保育所のあり方について」、その後令和元年に「公立保育所の再整備方針」を策定したが、その後、子ども家庭庁の創設、児童福祉法の改正、少子化対策の強化や新型コロナウイルス感染症の影響などによって、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化したことで、公立保育所だけでなく区の保育施策全体を区の重要な資源ととらえ、今後、板橋区の保育施策の在り方を検討していくことになっています。

令和6～7年度を検討期間（検討の方向性は①保育の質について②育ちのエリアについて③公立保育所の役割について）とし、結果については令和8年度を指揮とする次期板橋区子ども未来応援宣言や板橋区基本計画などへの位置づけを検討することになっています。

（2）粕屋町の状況

町立保育所の建て替えに関する特別委員会において、平成30年度に町長に提出した提言書を、令和元年に改定して町長に町議会として提言書を提出しました。

その時点で、新たな町立保育所の在り方として、「保育・子育て支援センター」を構築し、その役割を検討するために、公立保育所をセンター機能を担う保育所として再整備して、残している事例がある板橋区、川崎市、名古屋市、和泉市などを視察して町立保育所の果たす役割を学ぶこととした。

それから5年が経過し、国の子ども家庭庁の創設、児童福祉法の改定、新型コロナウイルス感染症などの影響で、子育ての環境が大きく変化してきました。これらの国の施策を自治体がこれまで実施してきた施策に取り入れることになり、今回視察した自治体では保育所のあり方と子育て支援の取り組みの違いが生まれていました。

今回視察して、それぞれの自治体での取り組みを学んだことを、粕屋町として就学前児童の支援と、18歳までの生徒を支援する、「こども・子育て支援のあり方」や、児童相談所を併せ持つ施設の計画を検討する等、プランを作成して議会として提言することが求められます。

（3）課題と対策、町への活用等

粕屋町としても、板橋区が特別区として児童相談所を設置できたことや、市町村の自治体でも設置できると説明がありましたので、粕屋町も同様に児童相談所と子ども家庭支援センターの機能等を併せ持つ、「子ども家庭総合支援センター」設置の可否を検討する必要があります。町レベルの自治体では予算上や職員の専門性など、解決しなければ板橋区のような取り組みは難しい現状ですが、「子ども家庭総合支援センター」の設置と役割、支援内容の拡充は、市政をめざす自治体としては具体的に検討する必要があります。

3日（水）神奈川県川崎市

（1）研修内容の報告

視察した施設は、昭和25年おおしま保育園を開設し、36年に乳児保育園、令和元年に新園舎を建設したセキュリティが完備された素晴らしい建物です。「川崎区保育・子育て総合支援センター」の施設内は、1・2階が公立大島保育園と大島乳幼児保育園（定員155名で生後43日から就学前児童、内訳は0歳児9名、1歳時26名、2歳時28名、3歳時30名、4・5歳児62名、一時預かり事業10名、職員構成は施設長、保育士、看護師、栄養士、用務員、嘱託医など配置）です。

「地域子育て支援活動」は、保育相談、体験保育、園庭開放、絵本貸し出し、出張講座、食育講座、保健講座。「地域との連携」は、保育学生、看護学生、小中高生の職業体験受け入れ、近隣保育園との交流、民生委員・児童委員との交流の取り組みをしている。

3階は総合事務所と地域子育て支援センターおおしま（地域子育て支援、地域支援・ほっとスペース、研修室1・2、）で、安心して遊べる、年齢・発達に応じて道具で遊ぶ、保護者の交流、悩み心配相談のフロアーになっている。4階は屋上園庭になっている。

川崎市は、2015年度（平成27年度）の「子ども・子育て支援新制度」にもとづき、こども・子育て会議で審議して、川崎市「保育の質ガイドライン」を作成し、市内保育施設の実践や振り返りの参考に活用して取り組んできている。そしてさらに、29年度厚労省告知「保育所保育の指針」にもとづき保育所の役割（①保育所保育の目的②保育所の特性③子育て支援④保育士の専門性）を定めて取り組んできている。

令和30年度に「川崎こども若者未来応援プラン」に基づき、おおしま保育園、中原保育園の建て替えに伴い、令和元年に「川崎市保育・子育て総合支援センター」条例を制定し、「保育・子育て総合支援センター」建設・開園しています。

川崎市の子育て総合支援センターは、市内7区のうちに3区に設置され、公立保育園に併設した複合施設になっています。ゼロ歳から就学前に乳幼児と保護者が利用できて、すべて無料でだれでも利用できます。地域子育て支援センターは全7区53施設が設置され、川崎区内には8施設の地域子育て支援センターがあります。

また、社会福祉法人などが運営する民間保育園に併設した、地域子育て支援センターがあります。

各区の公立保育所と2カ所のランチ型施設があり、川崎区の総合支援センターに「中央地区に公立おおしま保育園」、ランチ型施設は「大師地区に藤崎保育園」「田島地区に東小田保育園」があります。

（2）粕屋町の状況

板橋区の取り組みを学ぶべき点と状況は川崎市も同様

(3) 課題と対策、町への活用等

粕屋町として、2015年度(平成27年度)の「子ども・子育て支援新制度」にもとづく、「粕屋町子ども子育て計画」の取り組み状況、29年度厚労省告知「保育所保育の指針」にもとづく取り組み状況の検証と、川崎市が実践してきた先進的な教訓に学んで、今後の施策をまとめていく必要がある。

川崎市が取り組んでいる、「地域子育て支援活動」や「地域との連携」の取り組みは、職員体制など補強すべき課題はあるが、市制レベルの水準を意識して事業内容を充実させ、粕屋町でも取り入れるべき内容がある。例えば、民生委員・児童委員と交流するなど。職員の配置としては、嘱託医は町内の病院との連携があるが、園児の急病を判断をする看護師の配属が、町立や民間でどのようになっているか実態把握が必要です。

「川崎区保育・子育て総合支援センター」の施設内で取り組んでいる事業内容は、粕屋町では現在、こども館と町立や民間の保育園、健康センターなどで、かなりの事業を実施している。これからは、中央保育所の多目的ホールを地域の保護者などの相談室として充実することや、今後、建設計画がある第2こども館を、「川崎区保育・子育て総合支援センター」のような施設にして、子育て支援を充実させる計画を持つこと。